



雨水については、道路へ流出しないよう開発区域内で処理する。

所沢市は必要に応じて公共施設工事の確認ができる。また、申請者が所沢市に工事の確認を求めることができる。

### 3 道路後退・道路拡幅について

開発区域に接する道路が、「所沢市生活道路拡幅整備要綱」に該当する路線の場合、申請者は建設総務課と協議する。

開発区域に接する道路が、所沢市の道路拡幅整備計画路線に該当する場合、申請者は道路建設課と協議する。

開発行為に伴う道路後退・拡幅用地について、申請者は所沢市に寄附を行う。

開発行為に伴う道路後退・拡幅をする場合、後退・拡幅用地及び申請地側の道路内にある電柱類は道路外へ移設する。

開発行為に伴う道路後退・拡幅がない場合であっても、開発行為により既設の電柱類が交通の安全上、支障があると道路管理者が判断した場合は、道路外へ移設する。

## 協議事項

### 1 帰属先・管理者について

新設道路...別添測量図のとおり

所 在...所沢市

帰 属 先...申請者（土地所有者）

管 理 者...申請者（土地所有者）

面 積... m<sup>2</sup>

### 2 道路の管理とその継承について

当該道路の管理は、申請者（土地所有者）とする。所有権が移転する場合は、道路の管理も新所有者に継承する。また、旧所有者は、新所有者に本書を引継がなければならない。

以上について所沢市と申請者は合意した。

締結日 年 月 日

道路管理者 所沢市  
所沢市長 小野塚 勝俊 印

申請者 住 所又は所在地  
氏 名又は名称  
連絡先

代理人 住 所又は所在地  
氏 名又は名称  
連絡先

### 3 2 条同意及び協議書の添付図面リスト

- 1 案内図
- 2 公図
- 3 道路境界確定図又は境界確定証明書の写し
- 4 新設道路求積図
- 5 新設道路境界図（マワリケン・タスキ・座標入り）
- 6 新設道路縦横断図
- 7 土地利用計画図
- 8 給排水計画図
- 9 構造図（道路内の浸透柵や浸透井等）
- 1 0 現況写真（開発区域に接する道路）
- 1 1 現況写真撮影位置図

上記以外に図面等の提出を求める場合があります。

### 3 2 条同意及び協議書作成・提出時の注意事項

- 1 あらかじめ関係各課（道路維持課・道路建設課・建設総務課等）と協議の上、正副 2 通を提出してください。
- 2 同意及び協議書には、見開き部分の内側にまたがるように申請者・代理者の契印をお願いします。添付図面には不要です。
- 3 開発区域面積・接道延長については、道路後退後の面積・延長を記載してください。
- 4 開発行為内容については、「宅地分譲」等、開発行為の内容を記載してください。
- 5 同意及び協議書の締結には、通常 7 日～ 1 0 日程度を要します。年末年始やゴールデンウィーク等は、さらに期間を要しますので、余裕をもって提出してください。

（このページは同意及び協議書に添付しないでください。）